

茨城労連

茨城県労働組合総連合
 311-3121
 東茨城郡茨城町295
 ☎ 029-219-1031
 Fax 029-219-1032
 e-mail ibaro@mc.ejnet.ne.jp

◎昨年の交渉で話のあった非正規職員の休暇に関わって、労基法では半年雇用後に5日間の休暇の付与となっているところを、茨城県独時に採用2ヶ月経過で2日間付与としたことを評価しました。非正規職員が雇用期間に不安があることを触れ、雇用期間延長に向けて知恵だしを要請しました。

2016茨城総行動 ～貧困と格差の連鎖を断ち切ろう～

2月16日(火)に茨城総行動が取り組まれ、午前中に県経営者協会、茨城労働局、県当局に対する要請懇談を行い、11時過ぎから水戸駅南口で宣伝署名行動に取り組みました。行動の参加者は延べ48人で、県への要請署名は3324筆提出しました。

宣伝行動では、最低賃金のシール投票に59人が参加しましたが、700円～800円が多く、水戸周辺の高校生などが低賃金のアルバイトをしていることがよくわかりました。



若者応援企業とのマッチアップや、県内企業へのバスツアー、インターンシップなどを実施している。その他にも、Uターン、Iターンの促進、未就業者への対応などを実施している。茨城就職支援センターを県内6カ所に

雇用の改善、労働行政の拡充について

(県) 非正規職員の勤務条件は、一般職、他県の状況を見ながら雇用管理規程で定められている。雇用期間は、臨時職員は半年ごとの更新で最長1年、嘱託は1年ごとの更新で最長5年までとなる。臨時職員の雇用期間は地方公務員法で最長1年と定められているのでそれ以上の雇用延長はできない。

(県) 県職員の賃金は人事委員会の勧告を受け、議会での議決後、条例で定められることになるが、茨城県として適切に対応している。

(県) 非正規雇用から正規雇用への促進については、正規雇用の機会の多い、新卒者に対して適性にあった企業に就職できるように、

設置し、就職の支援を行っている。

(県) 労働法制の改正に関わっては、労働者派遣法は法律の主旨が守られるように、労基法の改正は国会への持ち越しとなったが、国の動向を注視していく。ブラック企業対応というわけではないが、これから就職する若者に向けて労働政策課で「知っておきたい労働法」パンフを作成し、これまで高校3年生だけ配布だったのをすべての高校生、短大・大学生にも配布するようにした。労働法セミナーなども実施している。茨城県労働相談センターを就職支援センター内に設置し、労働相談を実施している。関係機関と連携を計りながら対応していく。労働政策課のHPでも情報の提供を行っている。

「地方創生」に反対、地域の活性化について

(県) 公契約制度については、労働者の賃金については公契約に限らず、労働基本法の関係条例で、労使間にゆだねられている。国の立法措置で対応すべきと考える。国や他県の動向を踏まえて対応していく。

(県) 地方創生では道州制は視野に入っていないと理解している。国と地方の役割分担、権限・財政の委譲含めて県で検討されている。全国知事会などと連携して対応していく。

地方創生は、人口減少対策、東京への一極集中の是正などを掲げている。茨城県でも平成27年10月に人口減少に対するビジョン、まち・ひと・しごとなどの政策を策定した。①安定した雇用、②新しい人の流れの創造、③子育て世代への対応、④時代に合った地域作り、を掲げて平成27年度より5カ年計画を立てた。地方公共団体

茨城県当局への要請懇談

最低賃金、県職員の賃金の引き上げについて

(県) 地域最低賃金については、中央最賃審議会が出された目安を参考に、県の実情を踏まえて各都道府県の労働局長が決定している。適切な手法で決定されているので、尊重すべきと考えている。「一億総活躍社会」に関連した閣議決定で、最低賃金については「年率3%以上の上昇」「1000円を目指す」とされており、引き続き国の動向を見ながら、最低賃金を引き上げられるような環境整備作りに全力

を尽くす。県は地方最賃審議会のメンバーでなく、労働局への引き上げの要請は行っていない。

(県) 茨城県庁で働く非正規労働者は嘱託と臨時職員になるが、非正規の賃金は、嘱託は同種の業務を行う職種の初任給を、臨時職員は近県や他の機関などの非常勤給与を目安に、一般職や他の団体、県の財政などを総合的に判断して決定している。臨時職員の給与が一番低くなると思うが、日当で6,250円、時給換算で806円となる。

◎茨城労連は茨城県も最賃審議会や茨城労働局へ最低賃金の引き上げを求めていくよう要請しました。

同士の交流、広域連携の促進など、安心して暮らせる社会を作っていく。

(県) 地方版ハローワークについては、茨城では全国の都道府県に先駆けて平成16年から、職業紹介センターをスタートさせている。財源や委譲する業務などがはっきりすれば、積極的に受け入れたい。◎昨年の交渉では、公契約について担当部署を決めて会計管理課で検討するとなっていました。今回の回答は一昨年回答に逆戻りしてしまいました。「賃金下限設定」なしの基本条例を定めた県が5県あり、茨城県でも前向きに検討するよう要請しました。

関東・東北豪雨災害の被災者支援に、国への要請を含め、全力で取り組むこと。

(県) 防災危機管理課から、東日本大震災などを教訓に、災害対応担当の組織や機能の見直し、災害情報のネットワークでの共有化、被災地支援物資の輸送に関わる関係団体との協定など、総合的な管理・運営体制の強化を図ったことが報告され、鬼怒川の水害でも今まで以上の対応ができたという回答があった。

(県) 河川課からは、関東地整、茨城県、関係市町で「鬼怒川緊急対策プロジェクト」が策定され、5年間で600億円の河川整備などの

ハード対策、国・県・市町村が連携した避難支援などのソフト対策などについて報告された。

(県) 関東・東北豪雨災害の被災者支援策として、担当する防災危機管理課、農業政策課、農村計画課、産業政策課、中小企業課などから、生活再建、農業者、中小企業者向け支援などについて報告があった。

◎国の対策が不十分な中で、国への要請を行うとともに、県・市町でも支援の上乗せを行っているという報告がありました。被災者の生活再建から見れば、不十分ではあるので、引き続いての国への要請、県での努力を要請しました。とりわけ中小企業への対応は、緊急融資、利子や補償費の補助、特別相談窓口の設置などを行っていますが、補助金の上限が50万円と低く、根本的な対応が求められます。

例年、茨城総行動での県庁要請は、労働条件・最低賃金などの課題と、その時々情勢に応じ、原発問題、医療過疎の問題などを実施してきましたが、今回は関東・東北豪雨災害被災者支援ということで、各担当部署から要請に応じていただきました。県からは前向きな回答も出ており、茨城県に対しては、要求する部分は要求する、連携して取り組むべき部分は共同して取り組むという今まで同様のアプローチが重要だと再認識しま

した。

当面は、最低賃金に関わり茨城労働局、地方最賃審議会への要請の実現、県で働く非正規労働者の雇用期間の延長の検討、被災者支援の強化を求めるべきです。

茨城労働局への要請懇談

茨城労働局の職場も、非正規が増加

茨城労連はストレスチェック制度や時間管理、過労死防止等で労働基準監督署など茨城労働局の労働行政にかかわる仕事が増えている現状を踏まえ、「労働基準監督



や職業紹介などを担当する貴労働局内の正規職員を増やし、労働行政の充実を図ること」を第1の要請項目にしました。

懇談の中では、新卒ハローワークや若者ハローワークの開設などで若者やパートの女性労働者に対する支援を充実させている取り組

みなどが紹介されました。また、ストレスチェック制度の説明会には沢山の会社経営者が参加しているということです。

しかし、労働局もハローワーク等で非正規の職員が増加し、非正規の比率は平均40%の市町村役場の現状よりも悪いことが報告されました。茨城労連としても、こうした現状を職場等に知らせていきながら、労働局の増員を求めるとりくみを強化する必要があります。

最低賃金を1000円に引き上げること

今年の要請懇談の中では、介護職場の実態が医労連の組合員から報告されました。仕事の関係で時間外の仕事も多く、低賃金のために勤務してもすぐにやめてしまう人が多いということです。安倍政権では「介護離職ゼロ」というような話が出てきていますが、まずは介護の職場で働く労働者の労働条件の改善が重要です。

茨城県の最低賃金は747円で、前年度から18円上がっていますが、経営難の経営者は最低賃金ぎりぎりまで引き下げてきます。介護の職場も政府の社会保障政策の切り下げで国の支援が削られて、介護職場で働く労働者の賃金は低く抑えられています。1000円以上の引

き上げでなければ、介護職場での労働者の雇用の継続は維持できず、介護そのものが崩壊の危機に陥ってしまいます。

職場の現状をまとめ、要求を集約して、運動を大きくしていく茨城労連の運動が求められています。



茨城労働局の後援で、働くもののいのちと健康を守る茨城センターが、3月26日(土)に水戸市の青少年会館で「過労死防止を考えるつどいin茨城」を開催します。

過労死等防止対策推進法が、2014年に施行されて、各県では厚労省が中心になって「過労死シンポジウム」が取り組まれています。

過労死防止の観点から職場改善の取り組みを強化するため、ぜひ学習会に参加してください。

